

## 「一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請及び事業計画変更届」を提出するにあたっての留意点

### ○事業計画変更認可申請が必要となる場合

- ・ 車庫の位置が変更にある場合
- ・ 車庫の収容能力が変わる場合 等

### ○事業計画変更届が必要となる場合

- ・ 主たる事務所、営業所のいずれかが変更になる場合 等

※事業者住所（会社の登記簿上の住所、個人事業主の住民票の住所等）に変更がある場合は別途「住所変更届」を提出してください。

### ○その他届出が必要となる場合

- ・ 名称、住所、役員、休憩施設に変更がある場合も届出が必要になりますのでそれぞれ対応した届出を提出してください。

### ○申請書類

- ・ 記入されました書類を正、控の2部提出してください。（控はすべてコピーでも可）
- ・ 1部受付印を押したものを控えとして申請・届出者に返付いたします。

※郵送による提出も可。その場合、連絡先（担当者名、電話番号）を記載し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

- ・ 一部のみの変更であれば関連した添付書類のみ提出していただければかまいません。（例、車庫の収容能力変更の場合、営業所の図面、写真等は不要です。）

### ○書類審査

- ・ 「法人タクシー事業の申請に関する審査基準について」に基づき審査を行います。内容については中部運輸局のHPを参照してください。
- ・ 公示されている標準処理期間は2ヶ月です。

ご不明な点がございましたら静岡運輸支局輸送担当まで連絡してください。

静岡運輸支局 輸送・監査担当

TEL : 054-261-2898

FAX : 054-262-4179

令和 年 月 日

中部運輸局静岡運輸支局長 殿

住 所  
名 称  
代表者名  
連 絡 先

一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請及び事業計画変更届

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画を変更したいので、道路運送法第15条及び同法施行規則第14条、第15条の規定により申請（届出）いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者名

2. 事業の種別

一般乗用旅客自動車運送事業

3. 変更しようとする事項

別紙のとおり

4. 変更する理由

5. 実施予定日

令和 年 月 日

□主たる事務所の位置

	名 称	位 置	備 考
新			
旧			

□営業所の名称及び位置

	名 称	位 置	備 考
新			新設・既設
			新設・既設
			新設・既設
旧			廃止・既設
			廃止・既設
			廃止・既設

□自動車車庫の位置及び収容能力

	名 称	位 置	収容能力	収容可能台数
新			m <sup>2</sup>	台
			m <sup>2</sup>	台
			m <sup>2</sup>	台
旧			m <sup>2</sup>	台
			m <sup>2</sup>	台
			m <sup>2</sup>	台

□休憩仮眠又は睡眠施設

	名 称	位 置	備 考
新			新設・既設
			新設・既設
			新設・既設
旧			廃止・既設
			廃止・既設
			廃止・既設

□営業所ごとに配置する事業用自動車の数

名 称	一般車両			ハイヤー		特殊車両				合 計
	特	大	普	大	普	寝台	車椅子	兼用	回転	
新										
旧										

□増減車両の明細

増 減	営業所 名	種別	年式	乗車定員	車両の長さ	車両数	登録番号	備考
				人	m	両		
				人	m	両		
				人	m	両		
				人	m	両		
				人	m	両		
				人	m	両		

※備考欄には特殊自動車のうち、軽自動車のみ「軽」と記入する。

種別の欄には、計画車両が「3ナンバー、5ナンバー」として登録される自動車であれば「一般」、計画車両が「8ナンバー」として登録される自動車であれば「特種」と記入してください。

## ※添付書類

### ○記入していただくもの

- 事業施設概要
- 運行管理体制

※車両数が5両以上となる場合は、運行管理者資格者証、整備士資格を証する書面等も添付してください。

- 配置車両明細
- 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しない旨の宣誓書  
(宣誓書1)

- 審査基準の「法令遵守」のいずれにも該当しない旨を証する書面 (宣誓書2)

※法人の場合は法人分の宣誓書2に加え、役員個人分の宣誓書2も提出してください。

(役員が複数名いる分は複数名分必要)

- 任意保険等に参加する計画があることを証する書面 (宣誓書3)

※増車申請を行う場合は提出をしてください

### ○他に用意していただくもの

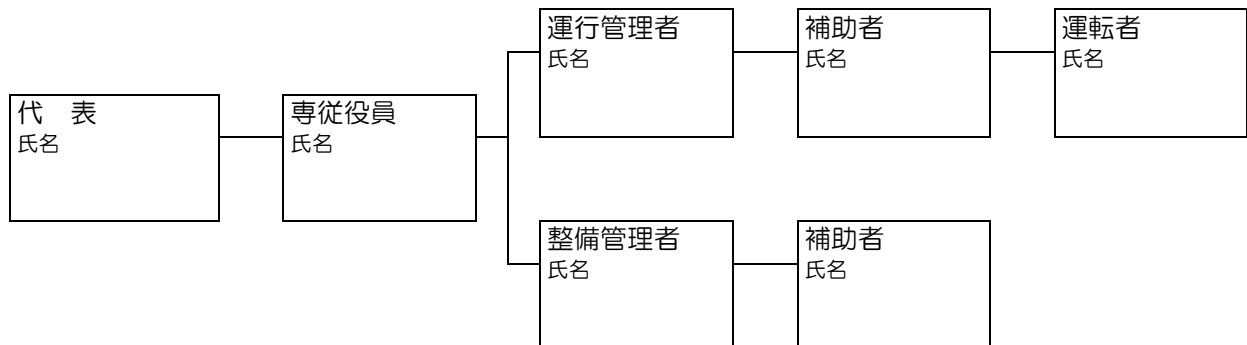
- 営業所と車庫の直線距離を記載したもの
- 事業施設（営業所、休憩睡眠施設、車庫）付近の見取図及び平面図（求積図）  
※営業所に配置する事業用自動車の全てを確実に収容できるスペースを確保する必要があります。
- 事業施設（営業所、休憩睡眠施設、車庫、車庫前面道路）の写真及び写真撮影位置図  
※営業所、休憩睡眠施設については、建物全景、部屋全体を撮影してください。  
※車庫については、車庫全体、専有部分、車庫出入り口、前面道路（左右）を撮影してください。  
※写真はA4用紙に印刷又は貼付をし、撮影位置図を添付してください。
- 事業施設（土地及び建物等）の使用権原を証する書面
  - ①自己所有の場合・・・登記簿謄本
  - ②借入の場合・・・賃貸契約書の写し（1年以上使用権原を有するもの）等
- 車庫前面道路が車両制限令に抵触しない旨の証明書又は道路幅員証明書
- その他参考資料

事業施設概要

営業所			
名 称			
所 在 地			
都市計画法の区分	市街化区域（用途区域： ） ・ 市街化調整区域 ・ 非線引き区域		
所有・借用の別	自己所有・借用 （所有者： ）		
休憩・睡眠及び仮眠のための施設			
所 在 地			
都市計画法の区分	市街化区域（用途区域： ） ・ 市街化調整区域 ・ 非線引き区域		
所有・借用の別	自己所有・借用 （所有者： ）	営業所との距離	km
自動車車庫			
所 在 地			
都市計画法の区分	市街化区域（用途区域： ） ・ 市街化調整区域 ・ 非線引き区域		
所有・借用の別	自己所有・借用 （所有者： ）	営業所との距離	km
申請車庫前面道路概要	道 路 種 別	国道 県道 市道 町道 村道 私有	
	幅 員	m	舗装の有無 有 ・ 無
	歩 道 の 有 無	有 ・ 無	
	交通規制の有無	有（ ） ・ 無	
申請車庫立地概要	出入口から 5m以内に	交差点 曲がり角 急坂	有 ・ 無
	出入口から 10m以内に	バス停留所 横断歩道 横断陸橋 踏切 橋梁	有 ・ 無
	出入口から 200m以内に	幼稚園 保育園 学校 公園 その他これに類するもの	有 ・ 無
	困 障 の 有 無	有（ ） ・ 無	
	車庫出入口（予定箇所）の幅員		m
	最寄り信号交差点から車庫出入口（予定箇所）までの距離		m
配置車両の明細 (各車両の最大値)	長さ m	幅 m	車両総重量 kg

## 運行管理体制

- 事業計画を遂行するに足りる有資格の運転者を確保する計画 名
- 適切な運行管理者及び整備管理者の選任計画並びに指揮命令系統



※車両数が5両以上の場合、運行管理者資格者証、整備士資格を証する書面等を添付してください。

- 点呼等が確実に実施できる体制

点呼場所	点呼実施者	日常点検の実施場所	日常点検の実施者	営業所と車庫間の連絡方法





# 車両制限令による証明願

令和 年 月 日

殿

(申請 住 所  
人)

氏名又は名称

代 表 者 名

連 絡 先

別紙略図に示す下記の自動車駐車場の前面道路の幅員に対して、使用する車が車両制限令の規定に抵触しないことを証明願います。

記

1. 位置

2. 使用する車の諸元

最大車両全長	cm	車両総重量	kg
最大車両幅員	cm	最小回転半径	cm

(添付資料) 位置図、公図、平面図等

---

上記申請については、車両制限令の規定に抵触しないことを証明します。

令和 年 月 日

道路管理者

令和 年 月 日

中部運輸局静岡運輸支局長 殿

住 所  
名 称  
代表者名

## 宣 誓 書

道路運送法第5条第1項第3号に規定する事業計画のうち営業所・休憩睡眠施設、自動車車庫等事業施設については、建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないことを宣誓します。

令和 年 月 日

中部運輸局静岡運輸支局長 殿

住 所  
名 称  
代表者名

## 宣 誓 書

1. 道路運送法第7条各号の規定に該当しないことを宣誓します。
2. 平成14年1月18日付け中運局公示第242号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に関する審査基準について」の2.（2）①～⑧のすべてに該当し、法令遵守の点で問題ないことを宣誓します。

なお、この宣誓が事実に違反した場合は、いかなる処分を受けても異議の申し立てはいたしません。

令和 年 月 日

中部運輸局静岡運輸支局長 殿

住 所  
名 称  
代表者名

## 宣 誓 書

1. 道路運送法第7条各号の規定に該当しないことを宣誓します。
2. 平成14年1月18日付け中運局公示第242号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に関する審査基準について」の2.（2）①～⑧のすべてに該当し、法令遵守の点で問題ないことを宣誓します。

なお、この宣誓が事実違反した場合は、いかなる処分を受けても異議の申し立てはいたしません。

令和 年 月 日

中部運輸局運輸支局長 殿

住 所  
名 称  
代表者名

## 宣 誓 書

「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）」で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両のすべてが加入する計画があることを宣誓します。